



お知らせします



個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(金)です。
8月中旬に県から納税通知書を送りしますので、納期までに納付をしてください。
今年度から、納税通知書に第1期分と第2期分の納付書を同封して送付します。納付にあたっては、納付書をお間違えにならないようにご注意ください。
納付場所および納税方法は次のとおりです。
◎金融機関・県税事務所の窓口
◎コンビニエンスストア、MMK設置店
※納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。
◎Paycom(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM

国民健康保険の保険証を 更新します

国民健康保険被保険者証(保険証)は9月1日から一斉に更新となります。

新しい保険証は、世帯の国保加入者全員分をまとめて、8月下旬に世帯主宛てに簡易書留でお送りします。お手元に届きましたら、記載内容に間違いがないか、人数分あるかをご確認ください。

なお、国民健康保険税に未納がある方は、市役所にて納税相談後に保険証をお渡ししています。該当者には8月下旬にご案内を送らせていただきます。

問 市役所保険年金課(内線123)

市社会福祉協議会夏休み企画

▼とき 8月26日(日)
午前8時30分集合
▼集合場所 総合福祉センター
▼内容 南知多ビーチランド(バックヤードツアー)、ぶどう狩り
▼対象 ①身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持児童とその保護者など
②母子・父子家庭の児童とその保護者
※児童対象年齢は18歳に到達して最初の3月31日まで
※保護者などの同伴は、原則1名

◎インターネットでのクレジットカードによる納付
なお、領収証書が必要な方は金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

問 西尾張県税事務所

県民税・事業税第二グループ

☎(0586)45-3169
(ダイヤルイン)

HP <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

障がい者手当制度

◎心身障がい者扶助料(市制度)

▼対象者および支給額(月額)

- ・1種 身体障がい者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定の方 7,000円
- ・2種 身体障がい者手帳1〜2級の方、療育手帳A判定の方、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定の方 3,500円
- ・3種 身体障がい者手帳3〜4級の方、療育手帳B判定の方 2,500円
- ・4種 身体障がい者手帳5〜6級の方、療育手帳C判定の方 1,500円

▼支給できない方 施設に入所している方

◎精神障がい者給付金(市制度)

▼対象者および支給額(月額)

- ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 3,500円
- ・精神障がい者保健福祉手帳2級の方 2,500円
- ・精神障がい者保健福祉手帳3級の方 1,500円

▼支給できない方 施設に入所している方

◎愛知県在宅重度障がい者手当

▼対象者および支給額(月額)

- ・1種 身体障がい者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定の方 15,500円
- ・2種 身体障がい者手帳1〜2級の方、療育手帳A判定の方、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定の方(65才以上で新たに手帳を取得した方を除く) 6,750円

▼支給できない方

- ①特別障がい者手当などの国制度の手当を受給している方
- ②施設に入所している方
- ③医療機関に長期入院(3か月以上)している方
- ④一定の所得のある方

※これ以外にも、国制度の特別障がい者手当、障がい児福祉手当などがあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 市役所福祉課(内線162)

現況届・所得状況届をお忘れなく

次の手当を受給されている方は、毎年1回、現況届・所得状況届の提出が必要です。この届の提出がないと、8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

◎児童扶養手当

◎愛知県および市遺児手当

▼提出期限 8月31日(金)

※7月下旬に対象となる受給者の方には通知をしています。

問 市役所児童課(内線153)

◎愛知県在宅重度障がい者手当

▼提出期限 8月31日(金)

※7月下旬に対象となる受給者の方には通知をしています。

問 市役所福祉課(内線162)

◎特別児童扶養手当

▼提出期限 9月11日(火)

※8月上旬に対象となる受給者の方には通知をしています。

問 市役所児童課(内線154)

◎特別障がい者手当

◎障がい児福祉手当

▼提出期限 9月11日(火)

※8月上旬に対象となる受給者の方には通知をしています。

問 市役所福祉課(内線162)

が居住している建物です。

※その他詳しい内容については市役所都市計画課までお問い合わせください。

問 市役所都市計画課(内線273)

アルコール専門相談

アルコールに関する悩みを抱えていませんか? 精神科医師と専門の相談員がお話を伺います。

▼とき 8月22日(水)
午後1時30分〜3時30分

▼ところ 津島保健所

▼対象者

アルコールが原因の健康問題に悩みのご本人もしくはご家族

▼申込方法

8月17日(金)までに左記へご連絡ください(予約制・定員2組)

問 津島保健所 健康支援課
☎26-4137

金婚式のご案内

金婚(結婚50年)を迎えられたご夫婦に対し、これからのますますのご長寿とご健康を祈念し、式典を開催します。該当される方はお申し出ください。

▼対象者 平成30年4月1日現在において市内に住所を有し、引き続き居住している方で、平成30年12月31日までに婚姻生活が50年になら

